1164 - 1

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らのうち、自 宅が特定避難勧奨地点に指定された申立人らの自宅土地建物について、同申立 人らが事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間を 踏まえた一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例

【〇世帯】

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として金97,758,637円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点 を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件 和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙損害項目の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。ま た、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センター に交付する。 平成27年4月17日

(仲介委員 赤尾太郎)

1 財物損害(土地)

合計 9,514,096 円

所在(福島県南相馬市)	現況地目	現況地積(m²)
原町区〇〇	宅地	00

2 財物損害(建物、構築物・庭木)

合計 63,947,202 円

建物合計 55,513,465 円

構築物・庭木分合計 8,733,737 円

補修・清掃費用既払額 300,000円

所在(福島県南相馬市)	現況用途	現況構造	現況床面積(㎡)
原町区〇〇	併用住宅	軽量鉄骨	00
原町区〇〇	併用住宅	軽量鉄骨	00
原町区〇〇	作業場	鉄筋コンクリート	00
原町区〇〇	居宅	木造	00
原町区〇〇	簡易附属家	木造	00
原町区〇〇	簡易附属家	木造	00

3 財物損害(家財)

合計 5,050,000 円

4 精神的損害

合計 16,400,000 円

自 平成23年3月11日 至 平成26年12月31日

5 本件和解仲介に関する弁護士費用

合計 2,847,339 円

(上記1ないし4の合計額 94,911,298円の3%。)

<u>賠償額合計 97,758,637 円</u> ※下線部合計

1164 - 2

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らのうち、自宅は特定避難勧奨地点に指定されなかったが、隣地及びはす向かいの世帯が特定避難勧奨地点に指定された申立人世帯(事故時は妊婦及び子ども4名を含む)の自宅土地建物及び家財について、同世帯の家族構成、生活状況や自宅周辺の状況等に照らし、避難をしたことは合理的であり、自宅土地建物については時価相当額の少なくとも20%の財物価値が減少し、家財については東京電力の本賠償における居住制限区域等の基準額の少なくとも半額の財物価値が減少したとの和解案が提示されたところ、東京電力から、建物及び家財に対し申立人らから提出された資料に基づいて本件事故との因果関係のある個別具体的な損害を現実に確認できたとして上記和解案を受諾する旨回答がされた事例(和解案提示理由書あり。掲載番号36)

【◎世帯】

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人 X1、同 X2、同 X3、同 X4、同 X5、同 X6、同 X7、同 X8、及び同 X9(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目に対する和解金として金6,985,292円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に 確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件 和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。ま た、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センター に交付する。

平成28年1月4日

(仲介委員 赤尾太郎)

別紙 ◎世帯

1 財物損害(土地)

合計 486,789 円

所在(福島県南相馬市)	現況地目	現況地積(m²)
原町区〇〇	宅地	00

2 財物損害(建物、構築物・庭木)

合計 3,020,047 円

建物合計 2,868,310 円

構築物・庭木分合計 451,737円

補修・清掃費用既払額 300,000円

所在(福島県南相馬市)	現況用途	現況構造	現況床面積 (m²)
原町区〇〇	居宅	木造	00

3 財物損害(家財)

合計 3,275,000 円

4 本件和解仲介に関する弁護士費用 (上記1ないし3の合計額 6,781,836円の3%)

合計 203,456 円

賠償額合計 6,985,292 円 ※下線部合計